

つくばみらい 相談事例

義務付けではありません！

突然訪ねてきた業者に「1年に1度は必ずやらなければならない」と説明され、排水管の清掃を依頼した。5分ほどの清掃で2万円を支払った。後から市役所に問い合わせ、清掃は義務ではないと知ったので、返金してほしい。

最近消費生活センターに、このような排水管清掃のご相談が寄せられています。

排水管や排水ますは汚れやすい場所で、排水管の詰まりを防ぐためには、定期的な清掃が必要となりますが、法律などで**義務付けられたものではありません**。

業者の中には「しなければならない」「皆さんにやってもらっています」とあたかも義務であるような説明をして、契約を迫るところもあります。

突然の勧誘を受けた場合には、**作業内容や価格をよく聞き、考えたうえで依頼しましょう**。その場ですぐ契約せず、本当に必要な作業なのか**確認してから契約**することも大切です。また、不要だと思ったら、**はっきり断る勇気**も必要です。

訪問販売の契約では、**契約書面が渡された日から8日間以内**であれば作業が終了していたとしても、**クーリング・オフ**を申し出る事ができます。クーリング・オフをすると契約は初めから無かった事になり、支払ったお金は返金されます。

クーリング・オフの方法など、何かわからないことがあれば、市センターへお問い合わせ下さい。